

書類

官普電第

昭和十一年七月三十一日起案 起案者 捺印

松本

昭和拾壹年八月拾日 松本

11.8.6 14.06

11.8.8

松本

松本

主務局、部 取扱者捺印

起案部紙甲 (花婿箱)

提案 艦政本部長

第三部長 首席部員

副官

松本

大臣 閣

次官 警川

書記官

総務部長 第三課長

第一課長

軍務局長

第二課長

指令案

昭和十一年八月十日

海軍大臣

横軍需機密兵器第四號、一一三六第四艦隊司令部ニ兵器貸與件認許ス

官房第二八九號

0690

保期	20	水
機助	送	送
機助	送	送

局、部	受月	受日
官房	八月	11.8.12
軍務		
人事		
教育		
軍需		
醫務		
經理		
建築		
法務		
航空		
艦政		
軍令		

官印

高聲令總務常用一週

品名 組

前記兵器ハ第四艦隊司令部用トシテ貸與ヲ要ス

期間 自昭和十一年八月一日 至昭和十一年十月末日

○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

昭 和 十 一 年 七 月 廿 三 日 迄

第四艦隊參謀長

第四艦隊參謀長

11.7.25

11.7.25

11.7.25

13-2

(第)

昭和十一年

高聲令

七月廿三日

第四艦隊參謀長

而部長殿

(砲術長主管ノ部)

定	現供用數	増(減)ノ數	所積數
○	○	一	一
○	○	○	○
○	○	○	○

令部用トシテ貸與ヲ要ス

一年八月末日

(終)

海軍

11.7.23
13-7
169

11.7.23
11.7.23
11.7.23

昭和七年七月廿三日

横須賀海軍軍需部

高島令道殿
推薦目上程

2690